

税金や保険料など国民のお金を「集める」時は一円たりとも逃さないのに、集めた公金の管理がズサン、使い方がデタラメだったら国民はたまったものではない。しかし、それがまかり通るシステムになっている。端的に言う、「官に甘く民に厳しい」体質に貫かれている。国家公務員法、会計法の体系そのものが主権者である国民のために機能していない。「公務員は全体の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない」という憲法第十五条は空文化している。国家公務員法も空文化している。

平成十九年夏の参議院選挙で最大の争点となった社会保険庁の年金管理問題は、このような観点から見ればその本質が鮮明に見えてくる。年金を横領しても告発もされない、懲戒処分もいり加減。このようになってしまっているが、それも当然だと思ふ。社保庁職員の横領行為は単に「年金管理」ではなく「不正経理」として捉えれば、国民が納得する実体説明ができると思ふ。社保庁問題は労働局問題と同根だと考えればわかりやすい。だから、私は、選挙の直前に、事件解明のために会計検査院制度の活用等を党内で提案し、覚悟として総務大臣に対し申し入れを行った(別添資料一七頁参照)。

国民の信託に応える議会構築をしなくてはならない。戦後の日本の政治を真に民主的につくりかえなくてはならない。それは言い換えれば「官に甘く民に厳しい行政」を「官に厳しく民に優しい行政」へ逆転させることと言える。そのために与党、野党ではなく議会、議員そのものが行政監視機能を果たすこと。そのために一議員として仕事をしっかりやっていきたいと思ふ。

委員会質疑のための調査に当たっては参議院調査室及び法制局の方々、さらに本書の執筆に当たっては調査室の方々のご協力をいただいた。心より感謝の意を表したい。

## 第一 都道府県労働局不正経理事件に関する報告

### 一 問題意識

第六十六回国会参議院決算委員会における審議、とりわけ都道府県労働局の不正経理事件に関する質疑を通じ、行政機関の組織ぐるみの不正行為に対して、現行の是正システム(所管省庁、会計検査院、人事院、検察庁等)が著しい機能不全に陥っていることが明らかとなった。

事件は、平成十七年次及び十八年次の二箇年にわたる会計検査院の都道府県労働局に対する検査の結果、次のような事態が見受けられたというものである。①二十五労働局において、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等を不正に支出するなどしており、そのうち十六労働局では、不正支出等によりねん出した資金を別途に経理するなどしていた。②四十七労働局のすべてにおいて、物品の購入に当たり、虚偽の内容の関係書類を作成するなどの事実と異なる不適正な会計処理を行い、庁費等を支出していた。③求人情報自己検索システムの取得等に当たり会計法令に違反して契約を締結し経費の支払いをしていた。④雇用安定・創出対策協議会等に対する委託費についても、同事務局が設置された労働局において委託費を不正に支払い、別途に経理するなどしていた。

事件の悪質さもさることながら、さらに問題であるのは、事件への対応において関係機関により本来とられるべき措置がとられておらず、事実の把握さえ十分にできていなかったことである。度重なる不正経理事件の発生にも関わらず、厚生労働省による内部調査はまったく不十分であり、刑事告発と懲戒処分も極めて不徹底なものであった。憲法機関である会計検査院は、犯罪を検察庁に通告せず、関係者の懲戒処分の要求もしていなかった。人事院は、公正な人事行政維持のため独自の懲戒権を持ちながら過去一度も行使したことがなく、さび付いた伝家の宝刀と化してしまっている。

「総務省は行政監視をしておらず、国庫の適正な管理を任務とする財務省は、現行法制度で十分に対応可能という現状認識であった。また、関係省庁は事件対応において、検査庁に対して積極的な働きかけを行っていないかった。

しかしながら、この事件は氷山の一角に過ぎないと思われる。年金保険料の着服・不正受給や、年金運用基金の裏金問題等、社会保険庁関係の不正経理問題は後を絶たない。他省庁においても同種の問題があるうことは、当然に予想できるのである。このような状況は、国民の誰が見ても、「日本の統治機構は完全に機能不全に陥っている」と思うに違いない。

憲法第十五条第二項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と規定している。また、国家公務員法第一条第一項は、「国民に対し、公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的とする。」と規定している。これら法の理念に反する悪質極まりない公務員の不祥事であり、まさに異常事態というべきである。この事件を現状のまま終わらせてはならない。事件の発生原因を明らかにし、再発防止の具体策を考えるとともに、**そもそも我が国の公務員制度は何が問題なのか、本質に及ぶ議論をする必要がある。また、参議院は行政監視機能の強化を図らなければならぬ。**これが、本報告書をまとめることにした動機である。

## 二 都道府県労働局不正経理事件の概要

まず、都道府県労働局不正経理事件の概要について、「会計検査のあらまし 平成十七年度決算」（会計検査院報告）のうち、検査の結果「都道府県労働局の会計経理の状況について」の部分（抜粋）を次のように引用して掲載した。ざっと斜め読みしただけでも、事件の悪質さが理解されると思う。また、私が参議院決算委員会の審議の際に使用した資料（図表等：一一頁～二六頁）も掲載したので、併せてご覧いただきたい。

### 「都道府県労働局の会計経理の状況について」

都道府県労働局の支出等の概要 厚生労働省が出先機関として各都道府県に設置している都道府県労働局（労働局）では、①物品の購入等に必要な経費、②職業相談員等の非常勤職員（相談員等）に対して支払う謝金・賃金（謝金等）、③職員等の出張に係る経費、④職員が超過勤務を行った場合の手当について、それぞれ、①庁費等、②諸謝金等、③職員旅費等を「安定所等」では、労働局から前渡資金の交付を受け、この資金から庁費、謝金、旅費等の支払を行っている。また、厚生労働本省では、昭和六十三年から平成十二年までの間に、各都道府県ごとに設置された雇用安定・創出対策協議会等（協議会）に対し、雇用安定・創出対策事業等及び緊急地域就職促進プロジェクト（これらを併せて「委託事業」）の実施を委託している。そして、委託事業の事務を処理するため、協議会には事務局が設置され、北海道及び大分県を除く四十五都府県の協議会では、労働局の職業安定部の職員が協議会事務局の職員を兼務して委託事業の経理等の事務を行うこととなっている。

検査の背景 広島、兵庫両労働局において発覚した組織的な不正経理は、国庫に多額の損害を与えただけでなく、国民の労働行政に対する信頼を大きく損なう結果となった。本院は、本件事態の重大性にかんがみ、他の労働局管下の安定所等を含む。）においても同様な不正経理がないかについて、十七年次は二十五労働局、十八年次は二十二労働局、計四十七労働局に対し会計実地検査を重点的に実施した。

検査の状況 1 不正経理等の状況 四十七労働局の支出等について、会計法令に違反した不正な支出が行われていたり、四十七協議会に対する委託費について、協議会で委託費が委託事業の目的外に使用されたりするなどしていたものが、